

町田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 3 月 1 1 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

町田市長等の給与に関する条例（昭和33年4月町田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、扶養手当」を削る。

第4条を削る。

第5条第2項中「、給料月額」を「及び給料月額」に改め、「及び扶養手当の月額」を削り、同条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（町田市教育委員会教育長の給料及び旅費等の給与に関する条例の一部改正）

2 町田市教育委員会教育長の給料及び旅費等の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「扶養手当及び」を削る。

（町田市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

3 町田市常勤監査委員の給与等に関する条例（平成3年12月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「町田市長等の給与に関する条例第5条の規定を準用して算出された額とする」を「市長等の例による」に改める。

（町田市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

4 町田市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成20年10月町田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、扶養手当」を削る。

第4条（見出しを含む。）中「扶養手当及び」を削る。

町田市長等の給与に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
第 2 条 市長等の受ける給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。 <u>第 4 条 略</u> 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)において市長等が受けるべき給料月額及び給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、3 月に支給する場合においては 100 分の 30、6 月に支給する場合においては 100 分の 175、12 月に支給する場合においては 100 分の 190 を乗じて得た額に、町田市職員の期末手当支給に関する条例(昭和 33 年 7 月町田市条例第 34 号)の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。 <u>第 5 条 略</u> <u>第 6 条 略</u> <u>第 7 条 略</u>	第 2 条 市長等の受ける給与は、給料、<u>扶養手当</u>、期末手当及び退職手当とする。 <u>第 4 条 市長等の扶養手当の額は、町田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 33 年 2 月町田市条例第 11 号)の適用を受ける職員の例による。</u> <u>第 5 条 略</u> 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在)において市長等が受けるべき給料月額、給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額に、3 月に支給する場合においては 100 分の 30、6 月に支給する場合においては 100 分の 175、12 月に支給する場合においては 100 分の 190 を乗じて得た額に、町田市職員の期末手当支給に関する条例(昭和 33 年 7 月町田市条例第 34 号)の適用を受ける職員の例による在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。 <u>第 6 条 略</u> <u>第 7 条 略</u> <u>第 8 条 略</u>

町田市教育委員会教育長の給料及び旅費等の給与に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
第 3 条 教育長に期末手当を支給する。 2 前項の期末手当の額は、市長等の例による。	第 3 条 教育長に<u>扶養手当及び</u>期末手当を支給する。 2 前項の<u>扶養手当及び</u>期末手当の額は、市長等の例による。

町田市常勤監査委員の給与等に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 略 2 前項の期末手当の額は、<u>市長等の例による。</u>	(期末手当) 第 5 条 略 2 前項の期末手当の額は、<u>町田市長等の給与に関する条例第 5 条の規定を準用して算出された額とする。</u>

町田市病院事業管理者の給与等に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(給与) 第 2 条 管理者の受ける給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。 (期末手当) 第 4 条 管理者の期末手当の額は、町田市長等の給与に関する条例(昭和 33 年 4 月町田市条例第 21 号。以下「市長給与条例」という。)の例による。	(給与) 第 2 条 管理者の受ける給与は、給料、<u>扶養手当</u>、期末手当及び退職手当とする。 (<u>扶養手当及び期末手当</u>) 第 4 条 管理者の<u>扶養手当及び期末手当</u>の額は、町田市長等の給与に関する条例(昭和 33 年 4 月町田市条例第 21 号。以下「市長給与条例」という。)の例による。